

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	定例移管における下水道使用料滞納者ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）	
個人情報ファイルの利用目的	督促事務及び滞納整理事務（差押え、滞納処分の停止等）のために利用する。	
記録項目	1. 給水契約者、2. 給水所在地、3. 整理番号、4. 調定番号、5. 滞納月、 6. 滞納額、7. 現在氏名、8. 現住所、9. 死亡・職権消除・出国状況、10. D V等被害者支援状況、11. 生年月日、12. 本籍、13. 筆頭者	
記録範囲	水道局より徴収移管（定例移管）された下水道使用料滞納者	
記録情報の収集方法	水道局の給水契約情報及び公用請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪府北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪府北区中之島1丁目3番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	